

興行における新型コロナウイルス感染症対策ポリシー（第6版）

2023年1月4日改訂

新日本プロレスリング株式会社

1. はじめに

本ポリシーは、2020年5月14日に公益財団法人日本スポーツ協会並びに公益財団法人日本障がい者スポーツ協会が発表した「スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」（令和3年11月5日改訂）並びにスポーツ庁からの助言を踏まえ、観客、選手、関係者の安全を最優先事項として当社の国内興行における新型コロナウイルス感染症への感染防止対策をまとめたものである。なお、ここでいう「興行」とは通常の観客を入れた大会を指すが、放送・配信を主目的とした、いわゆる無観客試合を行う場合には、後述の感染防止対策（「4. 興行における感染防止対策について」を参照）に準拠して実施するものとする。

2. 興行実施の考え方

興行の開催に当たっては、開催都道府県の方針に従うことを前提とする。開催にあたっては、都道府県の定める開催基準や手続きに沿って、必要な感染対策の実施を徹底する。

3. 選手の健康管理について

（1）選手自らの予防

- 選手は会場における行動だけでなく、会食の機会やその参加人数を最小限とするなど、トレーニングも含めた日常生活において新型コロナウイルス感染症への感染リスクを抑える生活を心がける
- 起床直後・就寝前等、定期的な体温測定を行い、検温時間と体温を記録する
- やむを得ず感染リスクのある行動を行う場合には、その日時・場所・接触相手をできるだけ細かく記録する
- 新型コロナ感染症と疑われる症状が発生した場合には、ジムや自宅での検査を促すとともに、検査結果や重篤度に応じた対応を徹底し、症状をトレーナーに連絡する

（2）トレーナーによる予防

- 通常の選手に対する健康管理に加え、新型コロナウイルス感染症を念頭に置いた定期的なヒアリングとモニタリングを行い、可能な限りその結果を記録する
- 選手に新型コロナ感染症の特徴的な症状が認められる場合には、検査を促し速やかに当社医事委員会へ報告し追加の対処について指示を仰ぐ
- トレーニングや興行（移動時間を含む）等のあらゆる機会を利用し、選手に対して本ポリシー徹底を促す

（3）その他

- 選手、スタッフの定期的なPCR検査等の実施により大会を通じた感染拡大を防止する

4. 興行における感染防止対策について

(1) 選手・スタッフ・マスコミ等関係者に関する対応

選手・スタッフ・マスコミ等関係者は来場の目的と照らして最小限の人数、滞在時間とすることとし、来場に際しては以下の対応をとる。

- ① 事前スクリーニング（イベント当日に以下に該当する場合は参加を認めない）
 - ・ 当日または前日に発熱がある場合（目安として 37.5 度以上、または 37.5 度未満でも平熱より 1 度以上高い）
 - ・ その他、新型コロナウイルスへの感染が疑われる症状がある場合
 - ・ 新型コロナウイルス陽性判定を受け、保健所等により定められる療養期間が経過していない場合
- ② 来場に際して
 - ・ 本ポリシーに従うことの宣言（前述の事前スクリーニング事項を含む）
 - ・ 適切なマスク（品質の確かな、できれば不織布）を正しく着用（口と鼻を覆い、顔にフィットさせる）
 - ・ 当日の来場前に自身での検温（発熱していないことを確認）
 - ・ アルコール等による手指消毒
- ③ 会場での行動について（来場目的上、真にやむを得ない場合を除く）
 - ・ 来場目的を達成し次第、速やかに退場すること
 - ・ こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を実施すること
 - ・ マスクを着用すること
 - ・ 他の来場者との会話や接触を最小限にとどめること（マスク着用を前提に、人と人が触れ合わない間隔を目安に距離を確保する）
 - ・ その他、感染防止を意識した行動をとること
- ④ 退場時・退場後について
 - ・ 退場時にも手指消毒を実施すること
 - ・ 退場後 1 週間以内に前述の「事前スクリーニング」に上げられる体調変化があった場合は速やかに報告すること

(2) 会場に関する対応

原則として、既に実施会場の定めたルールがある場合はそれに従って興行を行うものとする。本ポリシーとの重大な相違点がある場合には会場側との協議によりそれを決定する。

① 区域分け（ゾーニング）

会場エリアを以下の通り区域分けする

- ・ オープンエリア（入場前の場所）
- ・ 通路（入退場ドア付近や食品販売エリアを含む）
- ・ 観客席
- ・ 物販エリア
- ・ 喫煙エリア
- ・ トイレ

- ・ 関係者エリア
 - ・ 選手控室
 - ・ リング並びにその周辺
- ② エリア共通での対応
- ・ 一定距離の確保
 - ・ マスク着用の徹底
 - ・ 消毒用アルコールの配備
 - ・ 複数人が触れる箇所の定期的な消毒
 - ・ 最大限の換気（ドアや窓の開放、会場常設並びに臨時設置換気扇の利用）
 - ・ 会話（大声での声援等を含む）の最小化
- ③ オープンエリアでの対応
- ・ 列を形成する必要がある場合には来場者同士の間隔を一定程度確保できるよう配慮する
 - ・ マスク着用や会話最小化にご協力頂けるよう、プラカード等でその旨掲示する
- ④ 通路（入退場ドア付近を含む）での対応
- ・ 入場ドアを極力多く開放し、通常より多くの受付場所を設ける等により入場時のチケット確認を含む受付を円滑に行うよう配慮する
 - ・ 退場ドアについても同様の対応とし、規制退場等と併せることにより、多くの来場者が出口に密集することのないよう配慮する
- ⑤ 観客席に関する対応
- ・ 収容人数は開催地域の自治体や会場が定める定員数とする
- ⑥ 物販エリア
- ・ 物販を行う場合は、その設置場所（屋外も含む）、商品陳列やレジ配置の工夫により、密閉空間に来場者が密集しないように配慮する
 - ・ 現金授受を最小限とするため、クレジットカード等のキャッシュレス決済を推奨する
 - ・ 観客とスタッフの間には相互に飛沫を防ぐための透明シールド等を設置する
 - ・ 密集が避けられないと判断した場合は物販そのものの実施を中止する
- ⑦ 喫煙エリア
- ・ 喫煙エリアを設置する場合は利用者同士の間隔を開けるよう注意喚起する
- ⑧ トイレ
- ・ 手洗いの徹底に向けた張り紙を行う
- ⑨ 関係者エリア
- ・ 手指消毒並びにマスク着用を徹底する張り紙を掲示する
 - ・ 選手インタビューは選手を含めた参加者同士が適切な距離を保てない場合においては当社公式インタビュアーのみに限定するなど最少人数にて行う
- ⑩ 選手控室
- ・ 他の来場者との一定の距離を保つためのゾーニングを行うが、それが困難な会場では来場時間等の厳格なコントロールにより1室に入室する人数を制限する

- ・ 換気扇を利用するほか、ドアや窓を極力開放することで換気を促す
- ・ 運営上必要な遮蔽に際しては極力ドレープカーテン等の換気を妨げないものを用いる

(3) 観客に関する対応

観客には、チケット購入前より以下の協力依頼を行い、協力頂けない場合には入場拒否もしくは途中退場等を含めた対応を行う。

① 来場前の協力依頼内容

以下に当てはまる場合には来場を見合わせて頂く

- ・ 大会開催前 1 週間以内に前述の「事前スクリーニング」に上げる事項に該当する場合
- ・ 本ポリシーに沿った当社の興行運営に協力頂けない場合

② 来場時の協力依頼内容

- ・ 来場者情報の取得は事務連絡（内閣官房コロナ室「基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」（2022 年 11 月 25 日）https://corona.go.jp/package/assets/pdf/jimurenraku_seigen_20221125.pdf）に沿って原則必須としないが、特例として求められる会場においては、各地域または施設運営者等により提供される通知サービスの利用、もしくはチケット半券の裏面に氏名、電話番号などの連絡先を記載頂く（極力当日の混乱を避けるため、来場前に記載頂くことを強く推奨する）

電子チケットによる入場の場合は、別途書類提出等により来場者情報を提出頂く

※これら個人情報当社は興行開催後 1 か月間程度保管し、その間当社プライバシーポリシーに則りその情報を適切に管理する

- ・ 適切なマスク（品質の確かな、できれば不織布）を正しく着用（口と鼻を覆い、顔にフィットさせる）
- ・ 検温（観客が持参した体温計による検査や、当日の来場前の観客自身での検査も可とする）
- ・ アルコール等による手指消毒

③ 会場での協力依頼内容

会場においては、以下の事項について協力を依頼する。なお、本ポリシーに沿った当社の興行運営に協力頂けないなど、安全確保の妨げとなると当社が判断した場合は、退場をお願いする（原則として返金には応じない）。

- ・ こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を実施すること（設備に限りがあるため、消毒用アルコールや除菌シート等の持参を推奨）
- ・ 適切なマスク（品質の確かな、できれば不織布）を正しく着用すること（口と鼻を覆い、顔にフィットさせる）
- ・ 「大声あり」で開催する大会を除き、大声での声援等を行わないこと

【「大声」の定義に関する補足】

事務連絡（内閣官房コロナ室「基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」（2022 年 11 月 25 日）により「大声」は、「観客

等が、通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること」と定義されている。
よって「大声」には以下の発声は該当しない

- ・ 隣の人と会話する程度の声量で反復・継続的に声を出すこと
- ・ 一時的な選手名コール、決めゼリフ、ブーイング等の大きな声
- ：「1,2,3, ダー!」「デ・ハ・ポン!」「柵橋ー!!」「ワン・ツー・スリー!」、
選手等との掛け合いによるコール&レスポンス、技に合わせた掛け声
- ×：入場時テーマ曲等に合わせた長時間の合唱や選手名コール

なお、原則として当該定義に沿って運用するが、自治体、会場の要請等により、大会単位で別の扱いとする場合がある。

- ・ 故意に選手への接近、接触を行わないこと
- ・ 他の来場者との会話や接触を最小限にとどめること
- ・ その他、感染防止を意識した行動をとること

④ 退場時・退場後の依頼内容

- ・ 時間差・分散退場が実施される際にはその指示に従うこと
- ・ 退場時にも手指消毒を実施すること
- ・ 選手に対する故意の接近、接触、声かけ、写真撮影等を行わないこと
- ・ 飲食店利用の際は感染症対策に関する各自治体の認証を受けた店舗を利用すること

以上